

キッチンカー賃貸借契約書

車両 トヨタ タウンエース (登録番号 名古屋 800 わ 3379)
契約期間 令和 年 月 日 時 分から令和 年 月 日まで 時 分まで
賃借料 6,600円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 金600円)
契約保証金 10,000円

賃貸人師崎商工会 (以下「甲」という) と賃借人 は (以下「乙」という) は、上記車両 (以下「本件車両」という) に関し、下記のとおり賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結する。

記

- 1 本契約には、師崎商工会レンタカー貸渡約款、師崎商工会キッチンカー有償貸与規程が適用される。
- 2 甲と乙は、本契約、師崎商工会レンタカー貸渡約款、師崎商工会キッチンカー有償貸与規程を遵守し、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 3 本契約の契約期間、賃借料、契約保証金は、上記記載のとおりとする。
- 4 乙は、甲から本件車両の引渡しを受けてから甲に本件車両を返還するまで、善良なる管理者の注意をもって、本件車両を使用、保管しなければならない。
- 5 乙は、本契約の契約期間内に、本件車両及び本件車両設備を原状回復し、レギュラーガソリンを満タンにした上、甲に返還しなければならない。
- 6 本件車両に関し甲が加入する損害保険契約を除き、乙は、本件車両及び本件車両設備に係る燃料、賠償責任保険 (生産物賠償責任保険) 等の保険料、消耗品等本件車両を使用するために要する費用一切を負担する。
- 7 乙は、本件車両を乙以外の者に使用させてはならず、乙が提出した師崎商工会キッチンカー有償貸与申請書記載の運転者以外に運転させてはならない。
- 8 乙は、本契約上の地位又は本契約に基づく一切の権利義務について、承継、譲渡、担保設定その他の処分をしてはならない。
- 9 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈・適用に疑義が生じた事項については、甲乙互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (賃貸人) 愛知県知多郡南知多町片名新師崎8-3
師崎商工会
会長 石 橋 良 一 ⑩

乙 (賃借人) 住 所
氏 名

⑩